

【消費生活の窓口から】

「催眠商法」に気を付けましょう！

～狙われているのは、高齢者のみなさんです!!～

「『催眠商法』に遭い、高額な商品を買ってしまったが返品したい」という相談が県内で増えています。

「催眠商法」とは・・・

◎商品が陳列されておらず、自由に選べない状態で、

- ・日用品等をタダ同然で配り、客の気持ちが高ぶったところで、
- ・高額な健康器具や健康食品(サプリ)、布団類などを取り出して売りつける、

主に高齢者の皆さんを狙う悪質な販売方法です。

《主な集客方法》広告チラシ等で「先着〇名様に卵を 50 円で販売」、「洗剤無料引換券プレゼント」等と
宣伝し客を集めます

《主な集客場所》民家の敷地・車庫、スーパーの敷地、空き倉庫、閉店したドラッグストアやコンビニ等
の空き店舗

【アドバイス】

- ◆チラシ等の「格安」「無料」「プレゼント」という誘い文句につられて会場に行かない・近寄らないようにしましょう。
- ◆「高額商品の販売が真の目的」と認識し、不要な商品の購入はきっぱり断りましょう。
- ◆困った時や少しでも不安に思った時は、消費生活相談窓口や警察(＃9110)に相談しましょう。

※ご相談、お問い合わせ先

中山町消費生活相談窓口(住民税務課 住民G内) ☎662-2593